



令和2年6月25日

鶴岡市長 皆川 治 様

鶴岡市議会議長 本間 新兵衛



鶴岡市議会議会運営委員長 尾形 昌彦



令和元年12月定例会における市長の発言及び令和2年3月19日付文書に対する申し入れ

鶴岡市議会では、令和元年12月定例会での渋谷耕一議員の一般質問における市長の発言を議会運営上の問題と捉え、令和2年2月28日付「令和元年12月定例会における市長の発言に対する申し入れ」文書により（1）議長の表決権について、（2）市長の議員に対する質問について、（3）反問権についての三点について申し入れを行い、3月19日付の文書により回答を得た。

その文書において「発言に気を付けます。」との回答の一方で、「（前略）施設の整備の検討が始まった平成26年8月頃～大枠決定の平成28年11月の期間において、当時の市長与党会派に所属し、かつ議長という要職に就いていた期間が一部重なる渋谷議員が本件に関して全く責任がないと主張すれば問題ではないか旨、指摘したものです。」との記載があり、これを受けて開催した議会運営委員会でも事実関係について確認が必要との意見が出され、それを踏まえ事実確認の調査を行った結果、以下のことを確認した。

①渋谷議員の議長在任期間（平成25年11月5日～平成27年11月9日）に佐藤博幸議員、小野寺佳克議員がサイエンスパーク構想及び整備について一般質問を行い、全天候型の児童遊戯施設の整備計画についての答弁が行われているが、大枠決定等に関することではなく、全体の整備に関する答弁であること。また同期間における議長又は議会に対しての情報提供については資料が残されておらず、現時点では確認することができないこと。

②12月定例会の渋谷議員の一般質問の議事録を確認したが、責任がないと主張している発言は見当たらないこと。

①より施設整備の大枠決定について議長及び議会については説明した事実は確認されなかった。そもそも大枠決定については議会における議決もなく、説明された事実もない中で議員が議長であったというだけでなぜ責任を問われるのか理解に苦しむところである。

②についても責任がないと発言した事実がないにもかかわらず、「本件に関して全く責任がないと主張するすれば問題ではないか」と文書で指摘していることについても同様、理解に苦しむところである。

事実として確認できないことを前提に議長であった議員の責任を追及するようなことは到底許されべきことではなく、このような発言、文書による表現を行うことは、議員の自由な発言を制限すること及び市長と議会の信頼関係を大きく崩すことにつながりかねない。

以上のこと踏まえ、次の2点を申し入れるものである。

1. 事実に基づかない憶測により議員の責任を追及するような議場での発言、文書による表現は厳に慎むこと
2. 市長の発言、文書における表現については事実関係の確認を十分に行なったうえで行うこと

以上